

## 下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見

### 1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する事項

#### (1) 予測及び評価の前提条件について

計画段階配慮事項に関する予測及び評価は、計画道路の構造が橋梁であることを前提に行われているが、本配慮書において明確な記載がない。

このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、道路構造を明記するとともに、その検討の経緯について、適切に記載すること。

#### (2) 文献調査の結果について

本配慮書においては、事業実施想定区域周辺の動植物のうち重要な種に関する文献調査結果が十分に記載されていないため、可能な限り詳細な内容を方法書以降の図書に記載すること。

また、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、文献調査結果に基づく予測及び評価を適切に行い、事業の実施に伴う環境への影響の回避又は低減に努めること。

### 2 方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

#### (1) 騒音について

本事業の実施に伴う自動車交通騒音の影響を回避又は極力低減するため、事業に伴う交通量予測の結果を考慮した上で、詳細なルート並びに調査、予測及び評価手法を決定すること。

#### (2) 動植物及び生態系について

本事業の実施に伴う重要な動植物及び生態系への影響や、分断及び改変を回避又は極力低減するため、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家等からの助言を踏まえて、適切な調査、予測及び評価手法を検討すること。

#### (3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減するため、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定し、評価を行うこと。また、各眺望点を選定した理由を方法書以降の図書に明記すること。

#### (4) 住民への説明や意見の聴取等について

方法書以降の手続においては、住民への説明や意見の聴取等の機会の確保について適切に行うこと。